


今後の審議会の進め方（案）

日 程	審 議 内 容 等
令和8年 5月29日	令和7年国勢調査人口(速報値) 官報告示
6月3日	<div data-bbox="521 688 607 726" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1回</div> <ul style="list-style-type: none"> ◆令和7年国勢調査の結果による計算結果の概要 ◆今後の審議会の進め方について
	<div data-bbox="521 848 667 886" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2回以降</div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">区割り改定案の勧告</p>
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 令和9年 5月29日 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 設置法第4条第2項の規定による区割り改定案の勧告期限 </div>

衆議院議員選挙区画定審議会設置法

(平成六年二月四日・法律第三号) (抄)

(所掌事務)

第二条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

(改定案の作成の基準)

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口(最近の国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。))の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 (略)

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

(勧告の期限等)

第四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となつたときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、第二条の規定による勧告を行うものとする。

(資料提出その他の協力)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。